プッシャー・バージに係る安全対策について

国土交通省海事局 安全基準課 海技資格課 船員労働環境課

- 1 昭和59年以降、プッシャーバージ(以下「PB」という。)に対する安全規制は、溶接、ボルト等により堅固に結合された状態のPBについては、一体の船舶として船舶安全法、船舶職員法及び船員法(以下「海事関係法令」という。)を適用し、その他のPBについては、運航形態等を勘案し、プッシャーのみを対象として海事関係法令を適用してきた。
- 2 しかし、近年、船体構造の問題、設備の不備、操船技量の不足等、 PBの安全規制との因果関係が推定される海難事故が増加するととも に、昭和59年当時に想定していなかった、長距離・不特定航路を航 行するPBが建造、運航されるようになり、今後も、これらのPBに よる海難事故発生の増加が懸念される。
- 3 よって、PBの海難事故の発生状況、利用形態の変化等に鑑み、構造、設備及び船員配乗等に係る規制を見直し、海難事故の再発防止を図ることとする。
- 4 安全規制の具体的内容については別紙のとおりとし、船舶安全法関係法令を本年7月中に改正し、施行する予定である。更に、その他の海事関係法令等についても順次改正を実施する予定である。

プッシャーバージの安全規制の見直しについて (案)

- . 船舶安全法関係
- 1. 船舶安全法の適用対象バージの拡大

新たに、次に掲げる推進機関及び帆装を有しない船舶(以下「バージ」という。)に、船舶安全法の技術基準を適用する。

(ア) 推進機関を有する他の船舶に押されて沿海区域を航行するバージ(限定沿海区域 及び特定短距離区域を航行するものを除く。)

注:限定沿海区域 : 沿海区域のうち、平水区域から当該プッシャーバージの

最強速力で2時間以内に往復できる区域

特定短距離区域:沿海区域のうち、平水区域から当該プッシャーバージの 最強速力で4時間以内に往復できる区域(限定沿海区域

を除く。)

(イ)油ばら積バージ(引火点61 を超える油を運送するもの)

- 2. プッシャー及びバージの技術基準
- (1)船舶安全法適用バージと結合する場合
 - (ア) 単独の船舶としての技術基準

バージ(1.のバージ及び従前から船舶安全法の技術基準が適用されるバージをいう。以下、2.(1)において同じ。)及び当該船舶を押している推進機関を有する船舶(以下「プッシャー」という。)は、単独の船舶として、船舶安全法の技術基準に基づく施設及び無線設備を備え付け、また、満載喫水線を標示しなければならない。

(イ) 一体の船舶としての技術基準

バージ及びプッシャーは、これらを一隻の船舶と見なして、船舶安全法の技術基準 に基づく施設及び無線設備を備え付けなければならない。

(2)船舶安全法非適用バージと結合する場合

船舶安全法の技術基準が適用されないバージを押しているプッシャーは、単独の船舶としての技術基準に基づく施設に加えて、当該バージとプッシャーが結合した状態に応じて、以下の施設を備え付けなければならない。

平水区域を航行するもの

当該バージとプッシャーが結合した状態での長さが 4 5 m以上のものにあっては、船橋視界の確保

当該バージとプッシャーが結合した状態での長さが50m以上のものにあっ

ては、航海用レーダー

限定沿海区域を航行するもの

に加え、以下の施設を備え付けなければならない。

当該バージを曳航できる設備

当該バージとプッシャーが結合した状態での長さが20m以上のものにあっては、衛星航法装置

特定短距離区域を航行するもの

単独の船舶として沿海区域を航行する船舶に対する技術基準に基づく施設並びに上記 及び の施設に加えて、以下の施設を備え付けなければならない。

当該バージとプッシャーが結合した状態での長さが30m以上のものにあっては、無線設備(VHF等)

3. プッシャー及びバージの船舶検査

2.の技術基準の適用対象となるプッシャー及びバージは、船舶安全法に基づく検査の対象となる。

4.施行予定日

平成15年7月中

5 . 経過措置

プッシャー又はバージのいずれかが、施行日前に建造され又は建造に着手されたものについては、平成25年6月までは、なお従前の例による。

. 船員法・船舶職員法関係

1. 一体の船舶として船員配乗規制を適用する範囲の拡大

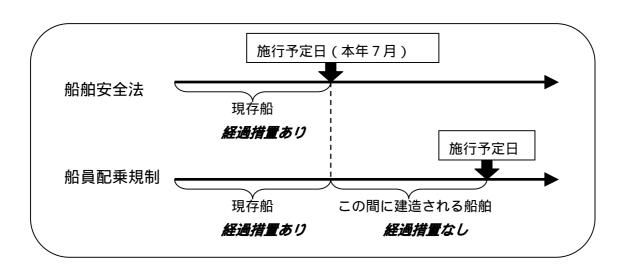
バージ(.1.に掲げるバージ及び従前から船舶安全法の技術基準が適用される バージに限る。)及びプッシャ・が一体として運航する場合については、船員法・船舶 職員法に基づく船員配乗規制について、一隻の船舶としてこれを適用する。

2. 施行予定日

船員の配乗規制については、現在、内航船全般について「内航船乗組み制度検討会」で総合的な見直しの検討を行っているところであることから、当該検討会における乗組み体制の見直しの検討状況を勘案しながら、上記1.の施行予定日を決定することとする。

3.経過措置

プッシャ - 又はバージのいずれかが、船舶安全法の規制見直しの施行予定日(平成15年7月)前に建造され又は建造に着手されたものについては、2.の施行予定日以降においても、一定の期間は、一隻の船舶として船員配乗規制を適用することを猶予し、その間に、必要な乗組み体制の確保に向けた努力を行うよう指導していくこととする。



海事関係法令を一体の船舶として適用する新造プッシャーバージ

-	航行区域 ³ ッシャーバージの 態・用途	近海区域以遠	沿海区域 (限定沿海区域及 び特定短距離区域 を除く)	平水区域 限定沿海区域 特定短距離区域
堅固に結合されたプッシャーバージ				
上記以外のプッシャーバージ	旅客を運送するプッシャーバージ 危険物ばら積プッシャーバージ			
	油ばら積(引火点 6 1 を超える もの)プッシャーバージ			
	その他のプッシャーバージ			

備考:網掛け部分は、今回新たに一体の船舶として海事関連法令が適用されるプッシャーバージ